

# 各自治体からの質疑事項等

令和3年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

## 目次

・と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の実施に係る外部検証について	1
（岩手県）	
・食品衛生監視員の証の有効期間の記載について	2
（千葉県）	
・食品衛生法の改正についての照会・回答内容を共有する仕組みについて	3
（岐阜県）	
・自動車により複数の自治体にまたがって食品営業を行う場合の法解釈及び規定整備について	4
（大阪府）	
・食品衛生申請等システム利用にかかる営業者等の個人情報の取り扱いについて	5
（和歌山県）	
・営業施設の施設基準について	6
（岡山県）	
・衛生行政報告例について	7
（広島県）	
・営業許可及び届出の対象業種の範囲，施設基準等の解釈，判断について	8
（広島県）	
・食品衛生責任者の兼務について	9
（高崎市）	
・今後の見直し後の通知実施予定について	10
（高崎市）	
・個人事業主の事業承継時の手続簡素化について	11
（川崎市）	
・営業及び衛生管理関係通知等の整理について	12
（千葉市）	
・営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」について	13

(千葉市)	
・「営業及び衛生管理関係通知等の整理について(依頼)」のその進捗状況及び結果の通知時期の目途について	14
(川崎市)	
・食品衛生申請等システムのキャッシュレス決済機能の進捗状況について	15
(川崎市)	
・「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」の改訂について	16
(名古屋市)	
・自動車により複数の地域にまたがって食品営業を行う場合の許可等の解釈について	17
(八尾市)	
・「設備を設けて客に飲食させる営業」の具体的な意味について	18
(倉敷市)	
・飲食店営業の許可を所得していた施設のインターネット上での食品販売について	19
(千代田区)	
・生食発 1107 第1号の別添 第1 食品衛生法関係 2-2 施設の衛生管理について	20
(千代田区)	
・食品衛生責任者について	21
(千代田区)	
・各自治体や食品等事業者からの疑義への回答等について	22
(港区)	
・食品衛生法第57条に基づく届出について	23
(豊島区)	
・業種の判断及び許可や届出に関する判断についての照会について	24
(豊島区)	
・厚労省へ照会した内容及び回答について	25

(豊島区)

・ 魚介類販売業で提供できる食品の範囲について.....26

(板橋区)

【自治体名】岩手県

【質疑・要望等事項】

と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPに沿った衛生管理の実施に係る外部検証について

【内容（具体的に）】

令和元年11月7日に食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、と畜場法施行規則、食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部が改正され、と畜場設置者又は管理者、と畜業者及び食鳥処理業者が行うHACCPに沿った衛生管理に関し「と畜検査員（食鳥処理場においては食鳥検査員）による検査又は試験を受ける」ことが義務付けられた。

また、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和2年5月28日付け生食発0528第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、その実施に関する手順、評価方法等が示された。

当該外部検証は、地方自治体における新たな業務となり、微生物試験に係る試薬等の経費が新たに発生するほか、本県においては、食鳥検査を指定検査機関に委任しており、食鳥処理場に対する食鳥検査員による外部検証の実施にあたり、新たに食鳥検査員の派遣を要するため、必要な経費について財政措置を行っていただきたい。

【回答】

地方交付税について、改正食品衛生法施行のための準備対応として令和元年度及び令和2年度に措置されていた1名分の給与費が、令和3年度の完全施行に伴いHACCP対応などの立入検査業務が増加すること等から、改正食品衛生法対応業務の人員として継続して措置されることとなった。これらの措置を踏まえ、改正食品衛生法等の業務に対応していただきたい。

【自治体名】千葉県

【質疑・要望等事項】

食品衛生監視員の証の有効期間の記載について

【内容（具体的に）】

都道府県知事等は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成 21 年 8 月 28 日内閣府・厚生労働省令第 7 号）第 3 条第 2 項に規定された様式により、食品衛生監視員の証を発行する。

同様式に（一年間有効）との記載があり、毎年発行の事務を行っているが、当該事務の業務量が負担となっているため、

食品衛生法第 47 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員の証及び食品衛生法施行令第 33 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員の証と同様に、有効期間の記載をなくしてほしい。

なお、環境衛生監視員証は 3 年間有効とされており、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項の規定による立入職員の証及び狂犬病予防員の証には有効期限がなく、有効期限に統一性がない。

【回答】

現在、有効期間の記載をなくす又は変更の予定はございません。

食品衛生監視員は、国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の職員の中から任命されます。食品衛生監視員の職務は、食品衛生法第 28 条に規定する臨検検査及び収去等の権限を有しており、その職務権限の行使は重大なものであることを鑑み、食品衛生監視員の有効期間にご理解いただくようお願いいたします。

なお、食品衛生法第 47 条第 1 項の規定による立入検査等を行う職員の証及び食品衛生法施行令第 33 条第 1 項の規定による立入検査等を行う食品については、食品衛生法第 28 条第 1 項に規定する臨検検査及び収去等の権限は準用されておりません。

【自治体名】岐阜県

【質疑・要望等事項】

食品衛生法の改正についての照会・回答内容を共有する仕組みについて

【内容（具体的に）】

主に食品衛生法の改正に係ることで、全国各自治体からの照会及びその回答内容を漏れなく全国の自治体間で共有する（情報提供する）仕組みを整えられないか。（QA やメール等の形になることで厳選されることなく、また時間を置かずして全国の自治体が共有できるようにしてほしい。）

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をしております。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】大阪府

【質疑・要望等事項】

自動車により複数の自治体にまたがって食品営業を行う場合の法解釈及び規定整備について

【内容（具体的に）】

「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」（平成29年11月6日付け薬生食監発1106第2号）において、『関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分を取扱い等について調整がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない。』とされているが、取扱いの調整についての明確な具体策（自治体間で協定が必要なのか等）や法解釈を示して欲しい。また、現行では困難と考えられる場合は、法整備をお願いしたい。

【回答】

営業許可の許可権者は都道府県知事等であり、当該許可の効果の及ぶ範囲は、許可をした都道府県知事等の権限の及ぶ区域内であって、他の関係都道府県知事等の管轄区域には及ばないこともあり、自治体間で協定の制定が進まない状況でもありと承知しています。

現行の『関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分を取扱い等』の調整は、自治体間で協定の必要性を判断していただいた差し支えありません。

（参考）

・「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」（平成29年11月6日付け薬生食監発第1106第2号）



【自治体名】 和歌山県

【質疑・要望等事項】

食品衛生申請等システム利用にかかる営業者等の個人情報の取り扱いについて

【内容（具体的に）】

当県が保有する個人情報の取扱いに関しては、和歌山県個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用及び提供を制限しており、また、通信回線を用いて実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが入手することができる状態にする電子計算機その他の情報機器の結合（オンライン結合）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないと定められているが、和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められるときは、例外的に提供することができる旨規定されている。

今回、厚生労働省が開発した食品衛生申請等システムを利用するにあたり、システムに入力された食品事業者の情報は、自動的に厚生労働省に提供されることとなることから、個人情報保護条例の規定に基づき審議会を開催し、個人情報を厚生労働省に提供する理由を示す必要がある。

そのため、各自治体で審議会を開催し、円滑にシステムを導入できるように、個人情報を厚生労働省に提供する理由をお示ししていただきたい。

また、デジタル社会形成関係整備法案において各自治体が条例で個別に定める個人情報の保護や運用に関し全国共通のルールとなり、審議会を開催する必要がなくなると思慮される。法改正で審議会の開催が必要なくなった場合は、審議会への諮問を取り下げる必要があるため、すぐに連絡いただきたい。

【回答】

「デジタル手続法」（令和元年法律第 16 号）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という）を踏まえ、当該実行計画の中で、「地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備」、「地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進」が示され、地方公共団体等が行う行政手続についても、国が情報システムを整備する等が示されています。

これらを踏まえ、食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届、食品等自主回収報告等が行える食品衛生申請等システムを国が整備しました。当該システムで取り扱う個人情報は、申請者本人から同意を得た情報のみであることから各自治体の個人情報保護条例に抵触しないと認識しています。また、セキュリティについても厚生労働省のセキュリティポリシーに則り管理されています。

個人情報保護法に関する今後のスケジュール等については、以下の個人情報保護委員会ホームページ等を参照して下さい。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】

営業施設の施設基準について

【内容（具体的に）】

営業施設の施設基準については、参酌基準により全国平準化が図られ、運用についても通知や今後発出されるQ&A等により基本的な考え方が示され平準化が図られると考えている。

しかし、たとえ基本的な考え方が示されても、それだけでは判断ができない事例は多く、各自治体で対応が分かれる部分が生じると考えられ、その都度具体的な事例についてすべて厚生労働省に問い合わせを行うことも現実的ではないと考えている。

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をまいります。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】 広島県

【質疑・要望等事項】

衛生行政報告例について

【内容（具体的に）】

食品衛生法の改正に伴い、衛生行政報告例の様式も改正を予定されていると思うが、いつ頃様式をお示しいただけるか？  
新様式に合わせて報告を行うためには、あらかじめ様式に合わせて記録し、集計する必要があるため、施行前にお示しいただく必要があると考えるがいかがか。

【回答】

衛生行政報告例の様式については、厚生労働省政策統括官付参事官付行政報告統計室衛生統計第一係長より、令和2年12月7日付け事務連絡により、各都道府県、指定都市、中核市の保健統計担当係長宛に連絡し、関係各位への周知を依頼しています。

（参考）

・「令和3年度 衛生行政報告例について」（令和2年12月7日 厚生労働省政策統括官付参事官付 行政報告統計室衛生統計第一係長 事務連絡）

【自治体名】 広島県

【質疑・要望等事項】

営業許可及び届出の対象業種の範囲，施設基準等の解釈，判断について

【内容（具体的に）】

食品衛生法の改正に伴い，標記事項については多くの疑義が生じている。自治体からの疑義照会に対応するための体制整備，疑義照会事例の共有について，今後どのように行っていく予定か？

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をまいります。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

【自治体名】 高崎市

【質疑・要望等事項】

食品衛生責任者の兼務について

【内容（具体的に）】

管内の既存事業者のうち、隣接していない複数の店舗を営んでいる事業者が営業時間帯を分けて食品衛生責任者を兼務している事例がありますが、法改正後では、このような兼務が認められるのか教えていただきたい。

【回答】

食品衛生管理上支障がなく、食品衛生責任者が遵守すべき事項の全てが実行可能であれば、食品衛生責任者の兼務は差し支えありません。例えば、食品衛生管理者において兼務が認められているような同一営業者の隣接している施設である場合等が考えられます。

（参考）

- ・食品衛生法施行規則第 66 条の 2 第 1 項別表第 17 及び第 66 条の 2 第 3 項
- ・食品衛生法第 48 条第 2 項

【自治体名】 高崎市

**【質疑・要望等事項】**

今後の見直し後の通知実施予定について

**【内容（具体的に）】**

昨年度見直しを行う予定との話がありました各種通知について、今後の見直し後の通知実施予定について目安があれば参考に教えていただきたい。

**【回答】**

通知の見直しは、令和3年6月1日の施行を目処に検討しています。

【自治体名】川越市

**【質疑・要望等事項】**

個人事業主の事業承継時の手続簡素化について

**【内容（具体的に）】**

「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）97ページ エ 個人事業主の事業承継時の手続簡素化 bの法案に関する最新情報を御恵与いただきたく考えております。

**【回答】**

現時点でお示しできるものはございません。進展があり次第、情報提供いたします。

【自治体名】 千葉市

**【質疑・要望等事項】**

営業及び衛生管理関係通知等の整理について

**【内容（具体的に）】**

「営業及び衛生関係関係通知等の整理について（依頼）」（令和元年10月30日付け、事務連絡）により依頼のあった通知等の整理結果はいつ頃を目途に示していただけなのか。

**【回答】**

通知の見直しは、令和3年6月1日の施行を目処に検討しています。



【自治体名】 千葉市

【質疑・要望等事項】

「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」について

【内容（具体的に）】

「『営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A』について」（令和 2 年 1 2 月 2 8 日付け、事務連絡）によりお示しいただいている Q&A を早急に充実させていただきたい。

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をまいります。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】 川崎市

**【質疑・要望等事項】**

「営業及び衛生管理関係通知等の整理について（依頼）」のその進捗状況及び結果の通知時期の目途について

**【内容（具体的に）】**

令和元年10月30日付け事務連絡「営業及び衛生管理関係通知等の整理について（依頼）」で過去通知の廃止について照会があった。その結果について昨年度会議でも質問があり、「準備ができ次第早急に示す」と回答いただいているが、その進捗状況及び結果の通知時期の目途をお示しいただきたい（第3次施行日以降の営業に係る事業者からの相談が既にあり、その指導に影響するため）。

**【回答】**

通知の見直しは、令和3年6月1日の施行を目処に検討しています。

【自治体名】 川崎市

**【質疑・要望等事項】**

食品衛生申請等システムのキャッシュレス決済機能の進捗状況について

**【内容（具体的に）】**

令和2年8月及び9月に「食品衛生申請等システムのキャッシュレス決済機能に関する予備調査」があったが、進捗状況はいかがか。令和3年6月の営業許可申請機能の運用開始に合わせて機能を追加していただきたい（決済機能が無ければオンライン申請の意義が薄れる）が、出納代行については告示等を要すると想定され、庁内調整にも時間を要するため、進捗状況等を適宜示していただきたい。

**【回答】**

令和3年6月の営業許可申請機能の運用開始時点では、キャッシュレス決済機能は運用しませんが、今後、政府全体のデジタルガバメント実行計画の進捗を踏まえ検討することとしています。

【自治体名】 名古屋市

**【質疑・要望等事項】**

「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」の改訂について

**【内容（具体的に）】**

スケジュールはどのようになるのか示していただきたい。

**【回答】**

平成 29 年度厚生労働科学研究の報告を踏まえ、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」等について、国際整合のための改訂を検討しています。

【自治体名】 八尾市

【質疑・要望等事項】

自動車により複数の地域にまたがって食品営業を行う場合の許可等の解釈について

【内容（具体的に）】

「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」（平成 29 年 11 月 6 日付け 薬生食監発 1106 第 2 号）において、『関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない。』とされていますが、この営業所等所在地を管轄する都道府県知事等の営業許可の効果のおよぶ地域的範囲は、許可をした都道府県知事等の権限のおよぶ区域内であって、他の関係都道府県知事等の管轄区域にはおよばないものと解釈して差し支えないか。そのうえで、営業車の属する主たる固定施設の営業所等所在地を管轄する都道府県知事等の営業許可を取得している限りにおいては、他の関係都道府県知事等は、その管轄区域内における当該営業車による営業行為について、無許可営業として摘発等する必要性はなく、食品衛生法上の無許可営業にかかる罰則についても適用を受けるものではないとの解釈で差し支えないか。

また、これらの取扱いは、露店により複数の地域にまたがって食品営業を行う場合も同様の解釈で差し支えないか？

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をしております。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】 倉敷市

【質疑・要望等事項】

「設備を設けて客に飲食させる営業」の具体的な意味について

【内容（具体的に）】

令和2年1月20日開催の法改正説明会の資料における事前質問回答のp11-5では「調理行為の発生しない、単なる場所の提供は飲食店営業の許可を要しません。」と回答している。

食品衛生法施行令第34条第2項第2号（第35条第1号において同じ）に定める飲食店営業は「食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいう」とあるが、上記の回答は「設備を設けて客に飲食させる営業」については触れられていないと思われる。

「設備を設けて客に飲食させる営業」とは具体的にどのような営業を指すのか示されたい。

【回答】

調理行為の発生しない、単なる場所の提供は飲食店営業の許可を要しません。

（参考）

・食品衛生法施行令第34条第2項第2号

【自治体名】 千代田区

**【質疑・要望等事項】**

飲食店営業の許可を所得していた施設のインターネット上での食品販売について

**【内容（具体的に）】**

本年度はコロナの影響により、飲食店営業の許可を所得していた施設において、そうざい製造業や食品の冷凍業の許可を取得し、インターネット上で食品の販売を開始した施設が増加した。法改正後においては、飲食店営業の許可を所得していた施設において、客席での飲食物の提供が主体であれば、提供メニューの一部を卸売り、或いはインターネット上で販売しても飲食店営業の許可のみで可能になるのか。また、従来は食品衛生管理者の設置を必要とした食肉製品製造に該当する業務を行っても同様か。

**【回答】**

飲食店営業を取得した事業者が提供メニューの一部を卸売りしたりインターネット上で販売する場合、並びに食肉製品製造業に該当する営業を行う場合など、「調理」の範疇を超えて「製造」販売する場合は、そうざい製造業や食肉製品製造業等適切な営業許可を取得する必要があります。事業者の営業形態に応じて判断するようお願いいたします。

（参考）

・「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）

【自治体名】千代田区

【質疑・要望等事項】

生食発 1107 第 1 号の別添 第 1 食品衛生法関係 2-2 施設の衛生管理について

【内容（具体的に）】

令和元年 11 月 7 日付、生食発 1107 第 1 号の別添 第 1 食品衛生法関係 2-2 施設の衛生管理について（1）にて、「食品又は添加物を取扱い、又は保存する区域に原則として客席は含まれない」とされたが、客席は営業施設であり、規則別表 17 の第二イ～トの適用を受けると解して良いか。  
客席のあるカウンター形式の飲食店の場合、外部から客席への出入口は、原則として開放できないと解して良いか。

【回答】

原則として、客席に施設基準（食品衛生法施行規則別表 19、20）は適用されませんが、『営業の施設』の範囲については、営業者に聴取の上、適切に判断ください。

なお、窓及び出入口は原則として開放したままにはしないこととしていますが、規則別表 17 の二 ホ に示したとおり、じん埃、ねずみ及び昆虫等の進入を防止する措置が講じられていれば、開放したままの状態とすることは可能です。

（参考）

- ・食品衛生法施行規則第 66 条の 7 別表第 19 及び別表第 20
- ・食品衛生法施行規則第 66 条の 2 第 1 項別表第 17



【自治体名】 千代田区

**【質疑・要望等事項】**

食品衛生責任者について

**【内容（具体的に）】**

①施設の衛生管理に当たる者であれば、複数施設の食品衛生責任者を兼任することは可能であるか。

②「別表 17 一食品衛生責任者等の選任」に「常時」等の文言は記載されていないが、許可施設において無人営業は認められるか。また、届出施設においても食品衛生責任者の設置が必要とされているが、無人営業は認められるか。

**【回答】**

①食品衛生管理上支障がなく、食品衛生責任者が遵守すべき事項の全てが実行可能であれば、食品衛生責任者の兼務は差し支えありません。例えば、食品衛生管理者において兼務が認められているような同一営業者の隣接している施設である場合等が考えられます。

②食品衛生責任者は営業者の指示に従い、衛生管理に当たることとなっており、有人、無人は問わず、必要な衛生管理を行わなければなりません。

【自治体名】 港区

【質疑・要望等事項】

各自治体や食品等事業者からの疑義への回答等について

【内容（具体的に）】

令和3年6月1日から新食品衛生法による許可届出が施行されますが、令和元年12月27日以降運用通知は示されず、令和2年12月28日のQ&Aにおいても施行の際に必要な内容が不足しており、食品等事業者へ明確な回答ができません。監視指導の平準化を行うためにも、これまで各自治体や食品等事業者からの疑義に関し速やかな回答と公表、回答期限等考えをお聞かせください。

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をしております。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和3年3月3日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和2年6月1日付け事務連絡）

【自治体名】豊島区

【質疑・要望等事項】

食品衛生法第 57 条に基づく届出について

【内容（具体的に）】

乳類販売業のみを取得している施設は、改正後に届出業種となり、先日のメールにて新たに届出が必要となったが、コンビニなど飲食店営業の他に複数の販売業（乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業）を取得している施設が継続営業する場合についての考え方を教えていただきたい。

改正後も許可業種（飲食店営業）を取得しているので、販売業の届出はすべて不要と判断してよいのか。それとも、コンビニで飲食店営業の許可を取得している施設であっても、各種食品販売している場合は別途「コンビニエンスストア」の届出が必要か。

【回答】

政令第 123 号第 10 条の経過措置により、政令の施行の際に旧施行令第 35 条の営業を行っている者は、新法第 57 条の届出を行ったものとみなされるため、乳類販売業、食肉販売業（包装）、魚介類販売業（包装）を取得している場合は、追加の届出は不要です。

なお、上記販売業が営業者の主たる業種でない場合は、主たる業種について届出していただくようお願いします。

（参考）

- ・食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）
- ・「食品衛生法第 57 条に基づく営業について」（令和 3 年 2 月 10 日薬生食監発 0210 第 1 号）

【自治体名】 豊島区

【質疑・要望等事項】

業種の判断及び許可や届出に関する判断についての照会について

【内容（具体的に）】

業種の判断及び許可や届出に関する判断は全国平準化のため、疑義が生じるたびに厚労省へ照会してよいか。その際、事業者の不利益（営業開始が遅れるなど）にならないよう照会後は速やかに回答いただけるものと考えてよいか。

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をしております。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】豊島区

【質疑・要望等事項】

厚労省へ照会した内容及び回答について

【内容（具体的に）】

厚労省へ照会した内容及び回答については、Q&Aなどで集約して示していただけるのか、随時更新していただけるものか。

【回答】

食品衛生法の改正に関する問い合わせについては、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」、「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A」において、よく寄せられる御質問に回答しておりますが、引き続き、自治体からいただいた御質問に関しては、できる限り速やかに回答するよう努めるとともに、複数の自治体から類似の御質問が多く寄せられた場合には、随時 Q&A を更新し、情報提供をしております。

なお、これまで法令、施行通知、Q&A 等にその取扱いに関する記載や考え方が示されているものについては、自治体でご判断いただき、指導を行うことは差し支えありません。

（参考）

- ・「営業許可の見直し及び営業届出制度の創設に関する Q&A について」（令和 3 年 3 月 3 日付け事務連絡）
- ・「HACCP に沿った衛生管理の制度化に関する Q&A」について（令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡）

【自治体名】板橋区

**【質疑・要望等事項】**

魚介類販売業で提供できる食品の範囲について

**【内容（具体的に）】**

R2年1月20日に開催された政省令等説明会において事前質問をさせて頂いた事項だが、「魚介類販売業の許可施設で認められる『附帯的な調理』とはどの程度の調理か」との問に対して、「更に整理したい」との回答だった。

その後の検討状況をご教示願いたい。

**【回答】**

魚介類販売業において、附帯的に販売する鮮魚介類を調理すること、またそれらを米飯と組み合わせることは差し支えありません。ただし、調理の内容に応じて必要な場所の区画、器具を揃えるなどの対応が必要となります。